

# 「ハト・カラスその他の動物に対する餌やり禁止条例」 に反対する

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾

代表 弁護士 植田勝博

Tel 06-6362-8177、Fax 06-6362-8178

## 第1 条例案について

条例案の内容は次の通りである。

- 1 「ハト・カラスその他の動物への無責任な餌やり行為による生活環境の悪化を防止する」
- 2 「餌やり後に残った餌等を回収しない等によって、ハト・カラスその他の動物が集散することに伴う糞尿や異臭等による生活環境の悪化や健康被害の恐れ」
- 3 「改善命令」に従わない場合は、「過料」を課す。
- 4 「餌やり行為自体は、規制しない」

## 第2 意見の趣旨

条例案に反対する。

## 第3 理由

- 1 本来は人が動物に餌やりをすることは自由である。
- 2 ハト・カラス、その他の動物の餌やり等は、鳥などの小動物への餌やりであり、小動物自体が人間を傷つけるような動物ではない。被害がないのに規制はしてはならない。
- 3 基本的には、人の財産の被害、身体の被害が生じない限り、法律の規制をして

はならずマナーの問題である。

もし、身体、財産に損害を蒙ったときは、被害者が加害者に損害賠償請求などで被害の回復をはかることが原則である。

4 法律（条例を含む）の規制の大原則は、人の自由と幸福追求の基本的人権の規制は必要最小限でなければならない（憲法13条）。

5 「社会の餌やり規制の拡大」の恐れがあり、強く反対する。

「餌やり罰則で禁止されている」ことが社会の常識になると、自分に「都合が悪い」、「迷惑」と感じる人は、餌やり妨害をし、あるいは警察を呼ぶと言う行為が発生し、住民同士のトラブルを生じる。結果として社会が「餌やりは犯罪」とする社会となる。

これは、野良猫をなくすためにTNR（避妊去勢、餌やり）活動をする人達に社会がクレーマーとなって妨害する社会が大阪市を初め近畿圏の府県である。

6 条例案の①「改善命令」に従わないときのみ「過料」とか、②「餌やり行為自体は規制しない」は、現場の一般社会では通用しない。

小動物、野生動物への餌やり全体が、「犯罪」だとして警察を呼ぶような社会となり拡大することは目に見えている。

そして、本来の自由な動物との交流の餌やりで、「動物の命」と「人と動物の共生」するあるべき社会を踏みにじり、およそ、文化国家、文化都市とはいえない社会となることは目に見えている。

7 「動物愛護管理法」（動愛法）は、動物の種類は限定せず、「動物の命」と「人と動物の共生」する社会の実現を基本原則（同法2条）としており、この趣旨に反する条例と言える。大阪が動愛法に反対する社会に大阪市が成り下がることが危惧される。

8 野良猫餌やり禁止に強く反対する。

野良猫を迷惑な存在と考えたり、給餌マナーに対しての苦情を減らすための給餌制限には強く反対する。野良猫は愛護動物で、法律の保護の対象である。

大阪市を含む近畿圏の野良猫の餌やり禁止と、殺処分行政は一体化をしている。

- ① 対象動物はこれから決まっていくとのことであるが、報道でも、野良猫が野生動物にされて餌やり禁止対象とされる報道もあり、誤りも多く見られる。
- ② 餌やりは「迷惑」とのクレームで、餌やりを妨害し、警察を呼ぶと言う行為が発生し、住民同士のトラブルを生じている。野良猫をなくすためにTNRなどをして頑張っている餌やりが、「餌やり迷惑」だとして妨害を受けている。
- ③ 京都の条例が、行政により餌やりTNRをする人達の餌やり禁止をして、自費で全頭に手術を済ませ、「あなたは条例が出来ても取り締まられない」と断言されていた人が、現実には「給餌を止めなさい」と行政や警察に言われたり、給餌禁止の行政の看板が現場に出されたり、給餌妨害にあい続けている。
- ④ 動物愛護管理法における殺処分ゼロの行政は、行政が野良猫の引取をしないこと、避妊去勢手術代を個人の負担にしないで、環境問題として行政が負担することとされている。

これが、殺処分ゼロを達成する神奈川県など関東地方の行政である。

兵庫県芦屋市では、誰もが市の全額負担で、野良猫の避妊去勢手術をしてもらえる。人口の多い神戸市、名古屋市も市が避妊去勢手術費に大きな予算を組んで一挙に避妊去勢の方向で取り組んでいる。

高知県土佐清水市では、既に市がその役目を担い、成果を上げている。

東京都千代田区は手術後里親探しをすることを区の施策として取り組んでいる。

- ⑤ 給餌現場で、野良猫をなくしたい立場の住民と避妊去勢手術を進めたい給餌者は本来協力する筈であるのに、「餌やり禁止」が、無駄な対立関係が生じ、「野良猫の給餌とは何か」という正しい知識の無い住民に対して、「同意」だけを求めるといった筋違いの難問が立ちはだかり、余計に環境の悪化を招いて来た。
- ⑥ 大阪市が野良猫問題を解決する、野良猫を無くすために必要な措置は、避妊去勢手術代を出来る限り負担することである。

一部助成では、残りを負担する人がいない場合野良猫は繁殖し、これがまた苦

情の元になる。

⑦ 増える理由は繁殖と遺棄であって餌やりではない。避妊去勢をすれば増えることはありえない。手術は社会の責任で社会の協力なしには遅れてしまう。

⑧ 行政が、社会の苦情を給餌者のせいにすり替えることは、住民間のトラブルと野良猫は闇に置かれる。

未手術の野良猫が繁殖して増えるか、新たな遺棄（未手術猫の遺棄であれば尚更）で野良猫が増える。苦情が発生し、また更に多くなる。

⑨ これらの手立てが手薄か実行されずに、現存する命を「給餌に制限を付けること、飢えさせることによって、野良猫を少なくさせて」いこうとすることは非科学的な施策であり、反対する。

⑩ 野良猫を減らすため、給餌をしていなくても自腹を切って野良猫を減らす縁の下の力持ちの市民もいるのに、知られていない。

⑪ 私費で避妊去勢手術し、血液検査し、必要な治療やノミ、ダニ駆除をし、室内飼いの里親を探し譲渡する人もいる。このような市民の存在も知らせること。たとえ、里親が見つからなくても元の場所で、増えることなく生かすことができる。法律の言う「地域猫」である。

⑫ これを行政が発信し、手術費を市が負担することで行動で示すことが必要である。現場の不要な対立を防ぎ、住民も「数が減っていく野良猫」を実感し、給餌が決して野良猫を増やしていないことを実体験することができる。

⑬ 実際のこととして野良猫が少なくなる。苦情が減っている。この事実を知らない人が殆どである。行政自体が関西では知らない。

報道を始め、社会も誤解している。この事実を行政が市民や警察に説明するところが野良猫問題の解決である。

⑭ 苦情者に、餌やりは野良猫をなくす活動であるとの説明をし、苦情者もその一部を担うこと、例えば里親探しのポスター、声掛けなどなどができることを話すことで、近隣トラブルがなくなり、活動は推進する。

- ⑮ 野良猫を減らして行きたいなら、苦情者も協力をする。行政の殺処分は法律根拠がなく「愛護動物」の殺傷であること、他の場所への遺棄（移動）は法律違反で出来ないことも説明がされることで、理解をして苦情を減らすこと、野良猫減らしが出来る。

苦情を言う市民には、市が上記をきちんと説明し、理解してもらうこと。

法律に反する、野良猫に対する給餌阻止は出来ないことをきちんと説明、早く、手術を終え、野良猫をなくすことに協力してもらうこと。

- ⑯ 給餌者が別にいて何かの事情（不得手、無知など）で手術にまで到達することができない時に、給餌をしていなくても避妊去勢手術費用を市に申請、負担することも有益である。

- ⑰ 手術してその場で一代限り生かすか、飼う人を探し生涯室内飼養してもらう。

行政は罰則付禁止を考えるのではなく、この2つに対してこそ、行政の力を発揮していただきたい。この2つは今まで多くの市民が自腹を切って担って来た作業である。今後は、これらに、より多くの行政支援をお願いしたい。その支援こそ、給餌者も苦情者も、そのどちらでもない者にも猫にも、利益をもたらす。

- ⑱ 野良猫を減らすために何が出来るかも知られていない。そのような情報がほとんど発信されていない。行政もマスコミも無知と言える。

- ⑲ 環境の悪化を懸念する人を含め可能な限り、様々な市民などの協力を得、野良猫の避妊去勢手術を推進し、多くの野良猫が繁殖をしないようにすること。

大半の野良猫が避妊去勢手術を受けている状態にし、現存する野良猫には給餌に努めること。いくら給餌をしても、野良猫は繁殖せず減っていく。

- ⑳ 野良猫を増やす一因である遺棄を絶対に許さないこと新たな遺棄犯罪には、大阪府警が捜査し、市民一丸でこれをさせない社会を実現していくこと。

- ㉑ 野良猫である猫は、自然には生息しておらず、海外からペットとして連れて来られた存在で、飼われていても飼い主が居なくても、原則人からの給餌給水が必要である。それ無しには健康を保てない。病んだ状態になる。野良猫を健やかで

ない状態に追いやるなら、それこそが大阪市は現代社会に相応しくない状態、相応しくない光景である。

- ② 行政が餌やり禁止をして、猫の給餌給水を止めさせ猫を栄養失調から病気にしたり、飢え死にさせる社会は、上記「愛護動物の虐待」の行為で法律に違反し、文化も品位も欠く街である。
- ③ 大阪市として、罰則付規制よりも、今後少しでも、市としてこのような取り組みをされますよう、現実的な具体的提案、施策をご健闘ください。
- ④ 条例の原因は、「苦情の元は本来給餌が要らない（野生で生存可能な）動物への給餌である」。
- ⑤ 野良猫餌やり禁止につながる餌やり禁止条例には反対する。

「今すぐ猫をなくしたい。自分に都合の良い環境にしたい。」との要求は認められないことを、行政としてきちんと発信すること。野良猫を減らす過程でも猫は生きており命がある。それを認められないことは、法律に違反する。人間以外の生きもの、たとえ人にとって不快であっても共存するのがこの豊かな地球です。